

高松市・香南町合併協議会会議録
第 2 回 会 議

平成 1 6 年 3 月 2 5 日 (木)

高松市・香南町合併協議会

高松市・香南町合併協議会会議録

第2回会議

- 1 日時
平成16年3月25日(木) 午前10時開会・午前11時6分閉会
- 2 場所
香南町中央公民館 2階 講堂

3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	谷輝男	委員	田中宏和
委員	井竿辰夫	委員	加藤卓也
委員	川田茂	委員	石丸末夫
委員	山田徹郎	委員	石丸英正
委員	赤松千壽	委員	河田澄
委員	菰渕将鷹	委員	中村靖
委員	中條照明	委員	太田繁夫
委員	梶村傳	委員	栗田光子
委員	大浦澄子	委員	伊賀裕之
委員	三笠輝彦	委員	辻正雄

4 欠席委員 1人

委員	野田法子
----	------

5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	瀧本隆
副幹事長	川田茂(委員兼務)	幹事	上田善昭
幹事	角田富雄	幹事	井上優
幹事	横田淳一		

6 事務局

事務局長	林	昇	総務班	森	田	大	介		
事務局次長	加	藤	昭	彦	総務班 兼調整班	矢	野	充	伸
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福	井	隆	総務班	黒	淵	博	美	
総務班長 兼調整班	安	西	正	門	調整班長	藤	川	幸	彦

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 報告事項

報告第 3号 幹事長及び副幹事長の互選結果について

報告第 4号 幹事会部会部会長の指名結果について

報告第 5号 高松市・香南町合併協議会だよりの発行について

報告第 6号 高松市・香南町合併協議会ホームページの開設について

(2) 議案事項

議案第 10号 平成 16 年度高松市・香南町合併協議会事業計画について

議案第 11号 平成 16 年度高松市・香南町合併協議会予算について

(3) 協議事項

協議第 1号 合併の方式(協定項目第 1号)について

(第 1 回会議提案：継続協議)

協議第 2号 合併の期日(協定項目第 2号)について

(第 1 回会議提案：継続協議)

協議第 3号 市の名称(協定項目第 3号)について

(第 1 回会議提案：継続協議)

協議第 4号 市の事務所の位置(協定項目第 4号)について

(第 1 回会議提案：継続協議)

4 その他

(1) 市町村合併関係 3 法案の概要について

(2) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

(3) 高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午前10時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。予定の時刻がまいりましたので、ただいまから高松市・香南町合併協議会第2回会議を開会させていただきます。

皆様方には、年度末何かと御多用のところを御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

会議に入ります前に、委員の異動がございましたので、御報告かたがた御紹介申し上げます。

去る3月11日に開催されました香南町議会におきまして、赤松千壽氏が議長に就任され、合併協議会規約に規定されております「1市1町の議会の議長」としての委員に就任されておりますので、御紹介申し上げます。

赤松委員 赤松でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） また、これにあわせ、規約に規定されております「1市1町の議会の議員のうちから、それぞれ議会の選出する委員」として、前香南町議会議長の加藤卓也氏が委員に就任されておりますので、御紹介申し上げます。

加藤委員 加藤でございます。

議長（増田会長） なお、今回の異動は、選出区分の異動でございまして、委員の変更はございません。赤松委員さん、加藤委員さんには、引き続きよろしくお願い申し上げます。

議長（増田会長） それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、菰渕将鷹委員さんと中條照明委員さんのお2人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

会議次第3 議事(1) 報告事項

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

まず、(1)の報告事項でございますが、報告第3号及び報告第4号を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、報告第3号及び報告第4号について御説明いたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会議資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

まず、報告第3号幹事長及び副幹事長の互選結果についてでございます。本協議会幹事会規程の第5条第1項に、「幹事会に幹事長及び副幹事長各1人を置き、幹事の互選によ

りこれを定める。」と規定されておりますが、去る3月19日に開催いたしました幹事会におきまして、幹事長には井竿辰夫 高松市助役、副幹事長には川田 茂 香南町収入役が選任されましたので、御報告するものでございます。

続きまして、報告第4号幹事会部会部会長の指名結果について御説明いたします。

資料2ページをお開き願います。

幹事会部会規程につきましては、先般の第1回会議において、議案事項として提案し、御承認いただいたところでございますが、このたび、幹事会部会規程第3条第2項の規定に基づきまして、平成16年3月19日付で会長が部会長を指名いたしましたので、御報告するものでございます。

3ページをごらんいただきたいと存じます。

幹事会部会は、総務部会を初め、全部で17の部会がございますが、部会長につきましては、委員のうちから会長が指名する者をもって充てることとなっております。

資料の3ページから5ページにかけまして、部会名と委員の職名を記載しておりますが、このたび、部会長につきましては、それぞれの部会において、四角の枠で囲っております職にある職員、総務部会でございますと高松市の総務部長でございますが、17の部会の部会長を指名いたしましたので、御報告するものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第3号及び報告第4号についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第3号及び報告第4号につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは、次に、報告第5号及び報告第6号を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、報告第5号及び報告第6号について御説明いたします。

資料6ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、報告第5号高松市・香南町合併協議会だよりの発行についてでございますが、このたび、合併協議会だよりの創刊号を発行いたしましたので、御報告するものでございます。

資料の7ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、1の「発行目的」でございますが、高松市・香南町合併協議会での協議の内容や協議状況及び市町合併に関する情報を住民に提供し、市町合併に対する理解を深めることを目的とするものでございます。

次に、2の「発行時期」でございますが、本年度は、3月の創刊号の1回のみ発行でございます。なお、新年度の発行回数等につきましては、後ほど平成16年度の事業計画及び予算についてお諮りをする際に説明させていただきます。

次に、3の「発行部数」につきましては、全部で12万8,000部でございますが、創刊号につきましては、お手元に別途お配りをしておりますが、高松市では既に「広報たかまつ」の3月15日号にあわせて配布いたしております。また、香南町につきましては、「広報こうなん」の4月号の配布にあわせて各世帯に配布することといたしております。

以上が報告第5号についてでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

報告第6号高松市・香南町合併協議会ホームページの開設についてでございますが、このたび合併協議会のホームページを開設いたしましたので、御報告するものでございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1の「開設目的」でございますが、高松市・香南町合併協議会での協議の内容や協議状況及び市町合併に関する情報を住民に提供し、市町合併に対する理解を深めることを目的といたしております。

次に、2の「開設日」でございますが、去る3月10日の水曜日に開設いたしております。

次に、3の「主な内容」でございますが、協議会の概要、協議会の開催状況・スケジュール、合併協定項目の協議の状況、会議録、会議資料、意見募集コーナー、傍聴のお知らせ、協議会の組織図、協議会委員名簿等を掲載するものでございます。

なお、意見募集コーナーでは、合併に関する御質問等に対しまして、メールなどで回答を行うことといたしておりますが、質問に対する回答につきましても、その内容によりましては、適宜、Q&Aコーナーに追加、掲載をしていくということといたしております。

次に、4の「情報の更新」でございますが、随時、更新することといたしておりますが、会議資料につきましては、会議が終わりました後、速やかに掲載することとし、また会議録につきましては、若干作成に時間がかかりますが、原則として、次回の会議までに掲載することといたしております。

なお、第1回会議の会議録につきましては、去る3月15日にホームページに掲載したところでございます。

5は、ホームページのアドレスを記載しております。

なお、参考までに、お手元に、ホームページの先頭画面と、それを展開した画面を添付いたしております。合併協議会だよりの後に、ホームページの先頭画面と展開した画面を添付しておりますので、また後ほどごらんいただければと存じます。

以上、簡単でございますが、報告第5号及び第6号の説明を終わります。よろしくお願
いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第5号及び報告第6号につきまし
て、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、報告事項につきましては、これで
終わらせていただきます。

会議次第3（2）議案事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の3（2）議案事項に移ります。

議案事項のうち、議案第10号及び議案第11号の2件につきましては、関連がござい
ますので、一括して議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） 議案第10号及び議案第11号について御説明いたします。

資料10ページをお開き願います。

まず、議案第10号平成16年度高松市・香南町合併協議会事業計画についてござい
ますが、次の11ページに事業の内容を掲載いたしております。

平成16年度におきましては、行政制度・事務事業の現況調査を実施し、行政制度等の
調整を図る中で、合併協定項目の協議を行うほか、合併後の市のマスタープランとなりま
す建設計画の作成に向けて、鋭意、作業を進めてまいります。また、合併協議会だより・
ホームページの充実を図りまして、合併に関する住民の皆様方の理解を、より一層深めて
いただくための情報提供に努めるなど、そこに記載しておりますような事業を実施しま
いりたいというふうに考えております。

まず第1は、「合併協定項目の協議」でございます。次の2点目で申し上げます行政制
度・事務事業現況調査の結果等を踏まえまして、合併協定項目の協議を進めてまいるもの
でございます。

2点目といたしましては、「行政制度・事務事業現況調査の実施及び調整」ございま
す。御承知のように、合併協定項目の協議をしていくためには、両市町の行政制度等の調
整が不可欠となりますことから、そのための基礎資料といたしまして、行政制度・事務事
業の現況調査を実施するとともに、両市町で異なっております行政制度等について、部会
あるいは幹事会等で協議いたしまして、調整が調ったものから、順次、合併協議会の会議
に諮ってまいりたいというふうに考えております。

3点目は、「建設計画の作成」でございます。新年度におきましては、合併する市町の
マスタープランとなります建設計画の作成に向けて、鋭意、作業を進めてまいりたいと存
じます。

また、計画の作成に当たりましては、その内容を、適時適切に協議会にお示しするとともに、住民の皆様方から広く、御意見・御要望等をお伺いする中で、成案の取りまとめに向けて取り組んでまいりたいと存じます。なお、建設計画につきましては、後ほど参考資料の中で詳しく説明させていただきたいと存じます。

次の4点目は、「合併協議会だより、ホームページによる情報の提供」でございます。引き続き、合併協議会だよりやホームページによりまして、合併協議会での協議の内容、会議録、会議資料などを、できるだけわかりやすい形で情報提供をしてまいりたいと考えております。

なお、合併協議会だよりにつきましては、本年度は、協議会の設置時期等の関係もございまして、創刊号として、3月に1回のみ発行でございましたが、新年度におきましては、協議の進捗状況等に応じまして、発行回数の増や増ページなど、弾力的な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。なお、合併協議が調った段階では、合併後の住民生活に深くかかわる行政サービス等を掲載した特集号も発行してまいりたいと存じます。

5点目は、「協議会、幹事会、部会等の開催」でございます。

6点目は、「合併協議会等先進地の情報収集及び調査研究」でございます。

次に、7点目といたしまして、「その他必要な合併に関する調査・研究」でございます。合併に関する必要な調査・研究を引き続き実施してまいりますのでございます。

以上が平成16年度の事業計画でございます。

続きまして、12ページをお開き願いたいと存じます。

議案第11号平成16年度高松市・香南町合併協議会予算について御説明いたします。

次の13ページをごらんいただきたいと思います。

平成16年度の合併協議会の予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額は、それぞれ3,320万2,000円と定めております。

なお、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次の14ページの第1表歳入歳出予算によるものといたしております。

次の第2条、歳出予算の流用でございますが、平成16年度中の当協議会の歳出予算の執行に当たりまして、予算額に過不足を生じた場合には、款相互の金額は必要に応じて流用できるとさせていただいております。

続きまして、15ページをお開き願いたいと存じます。

15ページでございますが、歳入歳出事項別明細書のうち、まず歳入の1、負担金でございますが、市町負担金として1,660万円を計上いたしております。右側の説明欄にございますように、両市町の負担金の額は、規約に関する協議書に定められました経費負担の考え方に基つきまして、高松市が1,153万9,000円、香南町が506万1,000円となっております。

次に、県支出金でございますが、県補助金といたしまして歳出予算総額の2分の1の1,660万円を見込み、計上いたしております。

次の繰越金及び諸収入につきましては、それぞれ1,000円を見込み、計上させていただきます。

以上が歳入予算の内訳でございます。

続きまして、16ページをお開き願います。

歳出予算の内訳について御説明をいたします。

まず、運営費のうち、会議費259万3,000円でございますが、説明欄にございますように、内訳といたしましては、協議会委員等の報酬、費用弁償、会議録作成の委託料、会議室使用料、放送録音機器借上料などがございます。

次に、事務費589万7,000円でございますが、これは協議会事務局の臨時職員の経費、事務局職員の日額旅費、消耗品費、通信運搬費などがございます。

次の17ページをごらんいただきたいと存じます。

17ページの事業費のうち、事業推進費でございますが、2,461万2,000円を計上いたしております。

その内訳といたしましては、合併協議会だよりの発行に伴う経費、建設計画の作成等委託料、ホームページの管理委託料、県からの職員派遣に伴う負担金等がございます。

なお、予備費といたしまして、10万円を計上いたしております。

以上が歳出予算の内訳でございますが、歳入歳出予算の総額は3,320万2,000円となるものでございます。

以上、簡単でございますが、平成16年度事業計画及び予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第10号及び議案第11号につきまして、御質問、また御意見等ございましたら御発言を願います。

特にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特に御意見もないようでございますので、議案第10号及び議案第11号を一括してお諮りいたします。

議案第10号及び議案第11号につきましては、いずれも原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ございませんので、議案第10号及び議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

会議次第3（3）協議事項

議長（増田会長） 次に、（3）の協議事項に移ります。

協議第1号合併の方式（協定項目第1号）について、協議第2号合併の期日（協定項目第2号）について、協議第3号市の名称（協定項目第3号）について、協議第4号市の事務所の位置（協定項目第4号）についてまでの4件を一括して議題といたします。

なお、協議第1号から協議第4号については、前回の第1回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっております。

それでは、協議第1号から協議第4号について、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第1号合併の方式についてから協議第4号市の事務所の位置についてまでの4件につきまして、提案内容を改めて御説明いたします。

会議資料の18ページをお開き願います。

協議第1号から協議第4号までにつきましては、前回の第1回会議に提案して、会議規程の定めによりまして継続協議となっているものでございます。改めてその提案内容を朗読させていただきます。

18ページ、協議第1号合併の方式について、ページの中ほど、枠で囲った部分でございますが、「香川郡香南町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする。」でございます。

続きまして、21ページをお開き願います。

21ページは、協議第2号合併の期日についてでございます。提案内容は、「合併の期日は、現時点において、平成17年3月31日を目標とする。」でございます。

続きまして、24ページをお開き願います。

協議第3号市の名称についての提案内容でございますが、「市の名称は、高松市とする。」というものでございます。

続きまして、右側の25ページをごらんいただきたいと思います。

協議第4号市の事務所の位置についてでございますが、提案内容は、「市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号とする。」というものでございます。

なお、参考資料等につきましては、前回会議で御説明いたしましたので、本日の説明は、省略させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第1号から協議第4号につきまして、御質問なり御意見等がございましたら、どうぞ御発言を願います。

はい、どうぞ。

赤松委員 座ったままで失礼します。香南町の赤松です。

この問題については、二つほどお尋ねと意見を添えさせていただきたいと思うんですが、過去の歴史的な経緯、また自治体の規模等々からして、この問題については、結果的には原案を賛成視する立場をとりたいと考えておりますが、最近この合併にかかわる情報

というのが、非常にマスコミ等々の発達もありまして、合併の本質というものが十分理解されないままでも、住民はいろんな関心を持っておりますし、加えて価値観が非常に多様化しておりますので、そういった意味からも、この案は、原案賛成の立場ですけれども、以後の協議については、ぜひとも対等の立場でお取り組みをいただくように御配慮いただきたいな、こう考えるものでございます。

それともう一点は、隣接する私どもの周辺の町が、既に合併協議会の回数をはるかに重ねておりますが、そういったところも、今ここで示されております、合併の期日についても、同一の期日が一応目標として設定されてると受けとめておりますけれども、その合併協議会の進捗度合いの差ですね、これはどんなふうにもリカバリーしていくおつもりなのか、具体的なスケジュール等について、今お考えがあるならば、ぜひこの協議会に取り組むスタンスとしてお聞かせいただけたら幸せだなど、こんなふう思うわけでございます。とりあえずこの2点についてお尋ねをし、お願いをしておきたいと思っております。

以上です。

議長（増田会長） ただいま赤松委員さんからの御意見、まことにごもっともと存じております。当初に私も申し上げたように、合併協議に当たっては、お互いの立場を十分に尊重し、対等の立場で協議をするというのは、全くそのとおりでございます。そのためにも、できるだけ多数決とかということはやめて、全会一致を旨とすると。どうしてもだめな場合でも、大方の賛成がある場合というようなことにしておりますように、とにかく、ここで円満な話し合いのもとに進めるということが大前提でございますので、これにつきましては、十分に、今後とも留意して会議を進めていきたいと、こんなふう思っております。

また、他に合併協議を進めておる自治体との進捗度合いの差が確かにございますが、やはり、ここに、きょうのこの項目にもありますように、基本的に特例法の期限であります、平成17年3月31日を目標ということでございますので、早く追いつくといえますか、一番先行しておる塩江町と、その差が縮まるように、今後、積極的にこの合併協議会も開きまして、また効率的な運営も進めまして、できるだけ同一歩調がとれるような方向に努力していきたい、こんなふう思っておりますので、よろしく願いいたします。

赤松委員 ありがとうございます。すいません。私どももこういう時期ですから、民意を諮りながらというのは、言葉が適当でないかもわかりませんが、民意を十分、民意の中で、理解をしてもらえ、理解していただけるような形で、積極的に進めていきたいなど、こんなふう考えておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（増田会長） ほかに御発言いただけますように。

どうぞ。

田中委員 ちょっと高松市にお尋ねをいたします。

私は、編入合併で認識しておるものでございますが、高松市におかれましても、本町を含めて5町と合併協議会を進めてまいるところであると思っております。そこで、耳にした話ですけど、本町は編入合併、また町によっては、新設合併を望んでおるところもあるということをお聞きしておるので、高松のお考えはいかがでしょうか。確認をさせていただきます。

議長（増田会長） 確かに合併協議に入る前には、一方的に編入だとかということにはなりませんので、方式についても、十分議論する場はつくりましたけれども、基本的に先行する協議会では、もう編入方式ということに決まった以上、やはり期日も目標がそこにあります以上、これはもう編入以外はちょっと考えられないということでございますので、これから進めていくところがありますから、一方的に余り言えんところはありますけれども、現実的に考えてみて、編入方式をとっていただく以外には、ちょっと、今回の合併はそれでは進まないという認識をしております。

どうぞ、ほかに。どうぞ。

辻委員 請求代表者の辻です。

ちょっとお尋ねしたいんですけども、先ほど質問もあったように、今、協議をそれぞれの町が市と独自にやっていますわね。意見では、一緒にやったらいいという意見もあるんですけど、それは無理ということで、それぞれスタートの時点が違うんですから。それで、最終期日は決まってる。そういうことを考えたら、個々の町が、それぞれ精力的に協議をしてすり合わせをしていって、そういう中で、近くの町で共通な項目がたぶん何ぼか出てくると思うんですけども、そういう共通事項について、市の方は、その共通項目については、一緒に協議を進めていく、そういうお考えはあるんでしょうか。

議長（増田会長） なかなか、個別の、どういうところの協定項目が共通の議題になるかというのは、ちょっと難しいところありますので、私どもが今考えておるのは、例えば、この合併特例法がどんどん変わったり、国の方針がいろいろ出てきております。そういうのについては、皆さんに共通の認識を持ってもらうということが一番必要ですから、そういうのをここで説明するよりは、むしろ全体で説明できれば一番効率的かなと思っておりますが……。

協議項目につきまして、それぞれの町のいろいろ立場ありますから、ちょっとどういうものが一緒に協議できるか、今浮かびませんが、もしそういうことができるのであれば、効率的にやるということの前提でやっていきたいとは思いますが……。

今、ちょっとそれ以上のことをお答えできませんけれども、とにかく、できるだけ効率的に進めるためにどういうやり方がいいかは、十分に検討してまいりたいと思います。

どうぞ、ほかに御発言いただきますように。

特にございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にほかに御発言もないようでございますので、それでは協議第1号から協議第4号までについて一括お諮りいたします。

協議第1号から協議第4号までにつきまして、いずれも原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ございませんので、協議第1号から協議第4号までにつきまして、原案どおりとすることを確認いたします。

会議次第4 その他（1）市町村合併関係3法案の概要について

議長（増田会長） 次に、会議次第4のその他でございますが、（1）の市町村合併関係3法案の概要について、事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、事務局から御説明いたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

本日、会議資料とあわせて配付しております、第2回会議参考資料の方、こちらの方ごらんいただけたらと思います。

表紙に目次がございますが、この参考資料は、市町村合併関係3法案の概要と合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について取りまとめたものでございます。

まず、市町村合併関係3法案の概要について御説明いたします。

1ページの方、お開きください。

国は、現行の合併特例法が平成17年3月末に失効した後のさらなる合併促進策を定めました、市町村合併関係3法案を3月9日に閣議決定し、国会に提出いたしました。この市町村合併関係3法案は、市町村合併の特例等に関する法律案、市町村合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案、地方自治法の一部を改正する法律案からなります。

まず、1ページの市町村合併の特例等に関する法律案、いわゆる新しい合併特例法案の概要について御説明いたします。この新合併特例法案は、地域の住民の意向が行政に反映されるように、合併市町村内に法人格を持つ合併特例区を設置できることと、都道府県知事に合併推進のため一定の役割を担わせることが柱になっております。

まず、1の「合併特例区」をごらんください。

合併特例区は、合併に際して合併関係市町村の協議により、合併後の一定期間、5年以内限り、旧市町村の区域、または複数の旧市町村を合わせた区域を単位として、特別地方公共団体である、法人格を有する合併特例区を設置できる制度でございます。なお、この協議には議会の議決が必要となっております。

この合併特例区で処理する事務でございますが、（2）の方でございますように、合併関係市町村において処理されていた事務で、一定期間、合併特例区で処理することがその事務の効率的な処理に資するものなどで、例示といたしまして、集会所など公の施設の管理、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、里山など地域に根ざした財産の管

理など、規約で定める事項を、ある程度独自の判断で処理することができることとされております。

この合併特例区には、区長と合併特例区協議会が置かれます。

まず、区長でございますが、(3)にございますように、合併特例区の区長は、合併市町村の長が選任する特別職でございます。

次に、(4)の合併特例区協議会でございますが、にございますように、合併特例区協議会の構成員は、市町村長が有権者から選任することとなります。

次に、合併特例区協議会の権限でございますが、の方にございますように、まず、アとして、当該特例区が執行することとなる予算等重要事項を定めるときは、合併特例区協議会の同意が必要になること、イとして、区長が規約で定める区域に係る重要事項を実施する場合は、合併特例区協議会の意見を聴かなければならないことなどが挙げられます。

なお、合併特例区には、課税を行う権限や起債を発行する権限はございません。

また、(5)に記載のとおり、合併特例区の区域の住所は、合併特例区の名称をつけることとなります。

以上が合併特例区でございます。

次に、2の「地域自治区の特例」につきましては、地方自治法の一部を改正する法律案の概要で後ほど説明させていただきます。

次に、2ページをごらんください。

「特例措置等」でございます。新合併特例法案では、の合併特例債など財政的優遇措置は廃止するとともに、の普通交付税の算定における特例、いわゆる合併算定替につきましても、現行の特例期間10年を段階的に5年まで短縮することとしております。ただし、段階的に保障額を縮減する激変緩和期間は、現行法と同様に5年度間としております。

また、の人口3万人以上で市になれる3万市特例についても、廃止されることとなっております。ただし、の下の枠囲みのアからコまで記載しております、合併に関する障害を取り除く特例措置の規定、すなわち議員の定数及び在任特例や地方税の不均一課税、地域審議会などは現行法どおり残すこととなっております。

次に、「4 市町村の合併の推進に関する構想等」でございます。これは、都道府県知事が合併推進のため一定の役割を担うものでございますが、これの内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に、3ページをお開きください。

最後の項目、「6 施行期日」でございますが、この法律は平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間の限時法となっております。

次に、4ページをごらんください。

市町村合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法の一部を改正する法律案の概要で

ございます。

まず、「1 合併特例区」に関しましては、新合併特例法案で定める規定と同様に改正され、(2)に記載しておりますように、平成11年7月16日から平成17年3月31日までに合併を行った市町村にも適用されることとなっております。

次に、「2 地域自治区の特例」につきましては、地方自治法の一部を改正する法律案の概要で後ほど御説明いたします。

次に、3の「現行合併特例法の経過措置」でございますが、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行った場合で、平成18年3月31日までに合併したものに付きまして、現行の合併特例法の規定が適用されるものでございます。つまり、合併の議決を経て知事へ申請すれば、合併の期日が1年間遅くならないということとなっております。

次に、4の「一部事務組合等の特例の拡充」につきましては、事務負担の軽減を図るため、一部事務組合等の構成市町村間の合併で、事実上構成団体に変更がない場合、一部事務組合の規約変更の手続について、最大6カ月の猶予の特例が設けられるものでございます。

次に、「5 施行期日」でございますが、1の合併特例区と2の地域自治区の特例については、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において政令で定める日、3の現行合併特例法の経過措置は、公布の日から適用することとなっております。

次に、5ページをお開きください。

地方自治法の一部を改正する法律案の概要でございます。この地方自治法の一部改正につきましては、合併関連についてのみ御説明させていただきます。

1の「住民自治の強化等を目的とする地域自治区の創設」をごらんください。地方自治法では、合併とは関係なく設置できる地域自治区の制度が創設されます。この制度は、(1)に記載のとおり、住民自治の強化等を推進する観点から、市町村全域において一定区域を単位とする地域自治区を市町村の判断により設置することができるもので、合併特例区とは異なり、法人格を有しません。

地域自治区は、の市町村の事務を分掌する区の事務所と、の地域住民の意見を取りまとめ、行政に反映させる地域協議会とで構成されます。地域協議会の構成員には、アに記載のとおり、有権者から市町村長が選任し、イの権限につきましては、区域に係る重要事項は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならないことなどが挙げられます。

また、区の事務所の長は、市町村の事務吏員をもって充てることとなります。

この一般的な自治体について設置できる地域自治区につきましては、合併に伴う特例がございまして、その内容は下に印で記載しておりますように、事務所の長にかえて、特別職である区長を置くことができることと、区域の住所の表示に、地域自治区の名称をつけることなどが挙げられます。また、設置の手続は、通常は(2)に記載のとおり、条例

により定めるものですが、市町村合併に伴う場合は、特例として合併関係市町村の協議により定めることができることとなっております。なお、この協議には、議会の議決が必要です。この特例は、新合併特例法案及び合併特例法の一部改正案の両法案ともに規定されることとなっております。

以上が市町村合併関係3法案の概要でございます。

7ページの方、お開きください。

この資料は、合併特例法の一部改正及び新合併特例法案により現行の合併特例法の内容がどのように変更になるかを、参考として一覧表に整理したものです。

まず、左端の現行法と中央の一部改正案の相違点について御説明いたします。

上から2番目の対象市町村につきましては、一部改正案では、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行った市町村にも適用されることとなります。3番目の地方交付税の算定の特例、4番目の合併特例債、一番下の地域審議会につきましては、改正後においてもこれまでと同様でございます。5番目の地域自治区と6番目の合併特例区につきましては、新法案と同様の改正がなされており、合併に際し、地域自治区、合併特例区を合併関係市町村の協議により設置することができるものがございます。

これにつきまして、要点のみ再度、御説明いたしますと、地域自治区は、地方自治法で規定され、合併に関係なく設置できるもので、地域の意見を取りまとめ行政に反映させる地域協議会と、市町村長の権限に属する事務を分掌する区の事務所で構成され、法人格を有しません。また、地域協議会の構成員は、市町村長が選任し、任期は4年以内で無報酬とすることができるとされております。ただ、合併市町村の場合は、設置の手續や特別職の区長を置くことができるなどの特例がございます。

次に、合併特例区は、地域自治区と異なり、法人格を有する区でありまして、特別職である区長や合併特例区協議会を置くものがございます。区長は、合併市町村の選任する特別職で、任期は2年以内。合併特例区協議会の構成員は、任期が2年以内で無報酬とすることができるとされております。また、合併特例区協議会には、予算の同意や重要事項を実施する場合の意見陳述など、地域自治区の地域協議会にはない権能がございます。しかしながら、この合併特例区には課税権や起債権はございません。

なお、この改正案は、平成17年3月末までに合併の申請を行い、平成18年3月末までに合併した場合のみ適用されるものがございます。

次に、中央の一部改正案と右端の新合併特例法案の相違点について御説明いたします。

対象市町村につきましては、新合併特例法案では、平成17年4月1日から22年3月31日までに合併した市町村が対象となるものですが、大きな相違点、2点ございます。まず、3番目の地方交付税の算定の特例でございます。現行法、一部改正案では、地方交付税の算定の特例、いわゆる合併算定替の特例期間が、合併の行われた日の属

する年度及びこれに続く10年度となっておりますが、新合併特例法案では、これを段階的に短縮するものとなっております。

具体的には、一部改正案の適用を受けて、平成17年度に合併した場合、特例適用期間は10年度間となり、平成27年度まで合併算定替が適用されますが、新法案が適用される場合は、右端の欄にございますように、特例期間は平成26年度までの9年度間となり、1年度間短くなります。以下、表にございますように、段階的にこの特例期間が短縮されることとなります。

相違点の2点目は、新法案では、合併特例債が廃止されます。このように、新法案では合併特例債や普通交付税の算定替において、支援措置が廃止または縮小されることとなります。

以上、簡単ではございますが、市町村合併関係3法案の概要についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件につきまして御質問、また御意見等がございましたら、御発言を願います。

何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 （2）合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは次に、（2）の合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から説明させていただきます。

ただいまの参考資料の表紙の目次をごらんいただきたいと思います。

目次の項目の二つ目でございます。「合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について」でございますが、前回の会議で御承認いただきました合併協定項目のうち、第5号の財産の取扱いについてから第10号の一般職の職員の身分の取扱いまで、及び第25号の建設計画についての7項目につきまして、高松市・香南町の現況と先進地域の事例を掲載しておるものでございます。これらの協定項目につきましては、今後、協議が調ったものから、正式な協議事項として提案し、詳しい資料に基づきまして、御協議をお願いするということになりますが、今回あらかじめ、それらの協定項目についての認識を深めていただくということで、現況と先進地域の事例を紹介させていただくものでございます。

それでは、参考資料の8ページをお開き願いたいと存じます。参考資料8ページでございます。

まず、「財産の取扱いについて」でございます。8ページの一番下の欄の概要をごらんいただきたいと思います。

合併に際し、財産の処分を必要とするときは、協議して定める必要がございます。原則といたしまして、合併関係市町、高松市及び香南町が所有しております土地、建物、債

権、債務などの財産は、すべて合併市町、編入合併の場合には編入する市町が引き継ぐこととなりまして、公の施設につきましても、合併市町の公の施設として設置していくこととなります。ただし、その財産を合併市町に引き継ぐことが適当でない特別な事情がある場合には、協議によりまして地方自治法の規定に基づき、財産区を設置することができません。

ここで断り申し上げますが、編入合併の場合の説明におきまして、「編入する市町」、「編入される市町」という言葉が出てまいります。わかりにくいかと存じますので、先ほど御確認いただきました編入合併の方式を念頭に、適宜「編入する市町」を高松市、「編入される市町」を香南町として説明させていただきたいと存じますので、御了承いただきますようお願いいたします。

そのようなことで、財産の取扱いにおきましては、編入合併の場合、編入される市町、香南町の財産は、編入する市町、高松市が引き継ぐことになるものでございます。このような財産の処分につきましては、協議会での協議を踏まえまして、両市町の議会の議決が必要となります。

上側の現況欄をごらんいただきたいと思います。ここには、平成14年度末現在における両市町の財産のうち、土地及び建物、有価証券、出資による権利、債権、基金の状況を記載しております。その下側には、平成11年4月1日以降に編入合併をした市のうち、10市の合併協定書に記載されております内容を、先進地域の事例として紹介いたしております。この10市につきましては、下の欄外に印で記載しておりますように、新潟市、潮来市などの10市でございますが、内容といたしましては、すべて編入する市に引き継ぐことを基本といたしております。

続きまして、9ページをお開き願いたいと存じます。

9ページは、「地域審議会の取扱いについて」でございます。

先に、10ページの「地域審議会について 参考」という資料をごらんいただきたいと思います。

この地域審議会につきましては、合併に伴う行政区域の拡大等により、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるのではないかと懸念があることなどを踏まえ、平成11年の合併特例法の改正により制度化されたものでございます。この地域審議会は、合併関係市町村の協議に基づき設置できる地方自治法に基づく合併市町村の長の附属機関でございます。

まず、(1)の期間でございますが、期限を定めて設置しなければならないこととなっております。

続きまして、(2)の区域でございますが、旧市町村の区域を単位とするものでございます。

次に、(3)の任務、役割につきましては、合併市町村が処理する当該区域に係る事務

に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項について合併市町村の長に意見を述べることとされております。具体的には、その地域の実情に応じて判断されるべきものでございますが、一般的には、合併市町村の長の諮問に応じる事項といたしましては、市町村建設計画の変更や執行状況、基本構想・各種計画の策定・変更などが考えられ、また意見を述べる必要と認める事項といたしましては、公共的施設の設置・管理運営、福祉・消防等の施策の実施状況などがあるとされております。

(4)の組織、運営につきましては、合併関係市町村の議会の議決を経て、関係市町村の協議により定めることとされております。

このように地域審議会を設置するかどうか、また設置する場合には、これを組織する構成員の定数、任期など、組織や運営に関する事項を協議する必要がございます。なお、先ほど申し上げましたように、この協議をするためには、両市町の議会の議決が必要となります。

もとの9ページをお開き願いたいと存じます。

9ページには、先進地域の事例といたしまして、大船渡市と新居浜市の事例を紹介いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

以上が地域審議会の取扱いでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」でございます。まず、現況欄をごらんいただきたいと存じます。議員の定数につきましては、地方自治法の改正により法律で定数の上限を定め、定数については条例で定めることとなっております。現在の議員数は、そこに記載してあるとおりでございます。

議会の議員の身分につきましては、合併の方式により異なっておりまして、編入合併の場合には、編入される市町、香南町の議員がその身分を失うこととなります。ただし、合併特例法では、定数特例と在任特例の二つの特例措置がございます。

12ページをごらんいただきたいと存じます。

編入合併の場合、議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、図で示しておりますように五つのパターンが想定されます。

まず、パターン 1、地方自治法による原則でございますが、地方自治法の規定により編入する市町、高松市の議員定数とするもので、地方自治法で定める定数の範囲内で条例を定め、その定数が増加した場合には増員選挙を行うこととなりますが、この際の議員の任期は、高松市の議員の残任期間となります。

次に、パターン 2 の定数特例でございますが、これは、編入される香南町に選挙区を設け、人口に応じた定数を増加配分できる制度で、増員選挙を行うこととなります。この配分定数は、香南町の場合、0.96人となりまして、四捨五入して1人となります。この場合、議員の任期は、編入する高松市の議員の残任期間ということとなります。

また、パターン①のように、これに続く一般選挙まで、合わせて2回の定数特例を採用することもできます。

次に、パターン②の在任特例でございますが、香南町の議員全員が高松市の議員として在任するものでございまして、在任期間は、定数特例と同様に、高松市の議員の残任期間となります。

また、パターン③のように、この在任特例に加えまして定数特例を採用して、次の一般選挙で議員1人の選挙区を設定することもできます。

もとの11ページをごらんいただきたいと存じます。

11ページには、それぞれの特例を採用いたしました呉市、新潟市、新居浜市の事例を紹介いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

以上が議会の議員の定数及び任期の取扱いでございます。

続きまして、13ページをお開き願いたいと存じます。

13ページは、「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」でございますが、まず14ページ、次の14ページの農業委員会の定数及び任期について、参考資料でその概要を説明させていただきます。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律におきまして、1自治体につき1農業委員会が原則ではございますが、農業委員会に関する法律、または合併特例法による特例措置として、二つ以上の農業委員会を置くこともできます。

次に、農業委員会の委員でございますが、この農業委員会の委員につきましては、その表に整理しておりますように、原則のほか、特例措置がございます。

まず、1段目の統合の場合をごらんいただきたいと存じます。

編入合併の場合、原則では、編入する高松市の委員の身分は影響を受けませんが、編入される香南町の委員はその身分を失います。特例措置では、編入される香南町の選挙による委員は、40人を超えない範囲で、編入する高松市の委員の在任期間、在任することができます。香南町の選挙による委員は10人でございますので、この枠内ということになります。

次に、2段目の旧市町単位で設置する場合でございますが、この場合は、編入される香南町を区域とする委員会を、従前の委員の任期の残任期間置くことができます。この場合、委員の身分に変動はございません。

次に、3段目の新たに2以上の区域を設置する場合は、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有する者について、10人以上、80人以内の範囲で在任が可能となり、その任期は、合併後1年を超えない範囲で定めることとなっております。なお、この協議は、合併前に両市町の議会の議決を経る必要がございます。

13ページには、両市町の現況と先進地域3市の事例を紹介しておりますが、説明を省略させていただきます。

続きまして、15ページをごらんいただきたいと存じます。

「地方税の取扱いについて」でございます。現況欄にございますように、現在、両市町の地方税のうち、3の固定資産税と5のたばこ税、6の特別土地保有税につきましては、両市町ともに同一の税率でございますが、その他の税につきましては負担に差がございます。ページの一番下に、合併特例法における地方税に関する特例の説明を記載しておりますが、特例では、合併後、相互の間に地方税の著しい不均衡があるため、合併市町の全域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合、または承継した財産や負債の額について相互の間に著しい差異があるため、合併市町の全域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合には、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと、または不均一の課税をすることができる旨、定められております。

先進地域10市の事例では、8市で不均一課税を行っておりまして、不均一課税の期間は、合併年度のみが2市、合併年度プラス3年度が4市、合併年度プラス5年度としたものが1市、その他が1市と、各自治体によりましてその対応が異なっております。

なお、先進地域の事例として、3市の事例を紹介しておりますが、説明は省略いたします。

次に、16ページをごらんいただきたいと存じます。

「一般職の職員の身分の取扱いについて」でございます。合併が行われた場合、法人格が消滅する市町の一般職の職員は、失職することになります。すなわち、編入合併の場合は、編入される香南町の一般職の職員は、一旦その身分を失うことになります。しかしながら、一般職の職員の身分は、地方公務員法の定めるところによりまして、一定の場合を除いて、その意に反して免職等をされないことになっておりますので、合併特例法では、両市町はその職員が引き続き合併後の市町の職員として身分を保有するよう措置をしなければならないこととしております。また、あわせて職員の任免、給与その他身分の取扱いに関しても、公正に取り扱わなければならないと定めております。

先進地域の事例として、ここでは3市の事例を紹介しておりますが、いずれも合併後の市の職員として引き継ぐことといたしております。

続きまして、17ページをお開き願いたいと存じます。

17ページは、「建設計画について」でございます。ページの下の方の概要をごらんいただきたいと存じます。

この建設計画は、住民が合併の適否を判断する材料となるばかりでなく、合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものでございます。建設計画という言葉から、ハード面の整備という印象を受けがちですが、ソフト・ハード両面の施策を含む計画でございます。例え、さまざまな財政支援もこの建設計画を基礎として講じられることとなります。例えば、合併特例債を財源とする事業につきましては、この建設計画に記載されることが要件

とされております。

また、本合併協議会のように、住民発議により設置されました法定協議会におきましては、その設置の日から6カ月以内に、この建設計画の作成や合併に関する協議の状況を協議会設置請求代表者に通知するとともに、これを公表しなければなりません。

なお、総務省の市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針）では、住民意思の的確な反映、協議の効率的な進行に努め、協議会設置後1年程度をめどに、合併に関する具体的な判断材料を取りまとめて、これを明らかにすることが望まれるとされております。

次に、18ページをごらんいただきたいと存じます。

中ほどの枠で囲った部分でございますが、合併特例法では、建設計画の作成に当たりまして、次の3点に配慮することとされております。

1点目は、合併市町村の建設を、総合的かつ効果的に推進することでございます。

2点目は、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ることでございます。

3点目は、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮することでございます。

次に、2の建設計画に盛り込むべき事項でございます。建設計画の具体的な内容は、合併協議会において自主的な判断により決定されるものでございますが、合併特例法の規定では、計画に盛り込むべき事項として4点が例示されております。

1点目が、合併市町村の建設の基本方針でございます。この部分が合併の方式により取り扱いが異なるところでございまして、計画の対象区域が編入合併の場合には、少なくとも編入される区域について、当該区域が合併後において果たす役割及び位置づけについて定める必要があるものとされております。

2点目は、合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項でございます。根幹となる事業は、合併市町村が実施する事業はもとより、都道府県が実施する事業についても、適宜、必要な事業を計画に位置づけるものでございます。また、計画に基づき実施される事業についてのみ合併特例法による財政措置が講じられますことから、合併特例債や合併市町村補助金などの活用を予定している事業については、明確に位置づけておくことが必要でございます。

3点目が、公共的施設の統合整備に関する事項でございます。支所・出張所の統廃合、小・中学校の統合など、合併市町村の公共的施設の統合整備について定めるものでございます。

4点目は、合併市町村の財政計画でございます。一般的には合併後おおむね5年から10年の期間で定めることが適当とされておりますが、計画の策定に当たりましては、地方交付税、国、県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることがないように留意する必要があるものとされております。

恐れ入りますが、もとの17ページにお戻り願います。

17ページには、先進地域の事例として、新潟市と福山市の建設計画の趣旨や構成、計画の期間、計画の区域を紹介しているものでございます。

以上が合併協定項目に係る現況と先進地域の事例についての説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件につきまして御質問なり、また御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

どうぞ。

田中委員 浅学非才な者で、まだ理解に苦しむところも多いので、ちょっと勉強期間を置いていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

議長（増田会長） もっともでございます。こういうものについてはまた改めて、さっきも申し上げましたように、共通項目として勉強会なんかもやるということも検討したいと思えますし、これは、一応こういうことがこれからの協議項目にあるということをお話しただけでございますので、これらについては、あらかじめ皆さん方にも十分に勉強いただく機会をつくりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかには何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 （3）高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは次（3）の高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、合併協議会会議の開催予定について御説明いたします。

会議資料の方でございますが、26ページ、一番最後のページをごらんいただきたいと存じます。会議資料の最後のページでございます。

その他の（3）高松市・香南町合併協議会会議の開催予定についてでございますが、今回の第3回会議につきましては、来月、4月20日火曜日の午後1時30分から、場所は高松市役所、13階大会議室での開催を予定いたしております。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を記載した上で、会議開催のおおむね1週間前に送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、あわせて事務局から御報告申し上げます。

さきに開催をいたしました幹事会で御協議いただきまして、今回の会議から傍聴人の皆様から幅広く御意見を聴き、今後の合併協議に反映させるという趣旨で、傍聴者に対して簡単なアンケートを実施することといたしております。内容につきましては、本日資料とあわせてお配りをいたしておりますアンケート用紙にございますように、高松市と香南町の合併後のまちづくりに関する意見、高松市と香南町の合併に関する意見、その他市町合

併に関する意見、3点についてお伺いするものでございます。配布及び回収方法につきましては、このアンケート用紙を会議の当日、会議資料に同封いたしまして傍聴人に配布することとし、御記入いただいた方については会議の終了後、アンケート回収箱に投函していただくということといたしております。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） 以上がその他ということで、事務局からの説明でございました。

この際、せっかくの機会でございますので、皆様方の方で何か御意見等ございましたら、御発言を願いたいと思っております。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、以上をもちまして本日の会議日程を終了することといたします。

皆様方には長時間にわたりまして御協議賜り、ありがとうございました。これをもちまして、高松市・香南町合併協議会第2回会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

今後ともよろしくお願いいたします。

午前11時06分 閉会

会議録署名委員

委員 菰 岡 哲 鷹

委員 中 條 照 明